

## 令和5年第4回那珂川町議会定例会

### 議事日程(第3号)

令和5年9月7日(木曜日)午前10時開議

- |        |         |                                      |        |
|--------|---------|--------------------------------------|--------|
| 日程第 1  | 報告第 1号  | 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率について             | (町長提出) |
| 日程第 2  | 報告第 2号  | 放棄した債権の報告について                        | (町長提出) |
| 日程第 3  | 議案第 1号  | 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について           | (町長提出) |
| 日程第 4  | 議案第 2号  | 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について           | (町長提出) |
| 日程第 5  | 議案第 3号  | 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について           | (町長提出) |
| 日程第 6  | 議案第 4号  | 那珂川町教育委員会委員の任命同意について                 | (町長提出) |
| 日程第 7  | 議案第 5号  | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について     | (町長提出) |
| 日程第 8  | 議案第 6号  | 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について    | (町長提出) |
| 日程第 9  | 議案第 7号  | 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部改正について   | (町長提出) |
| 日程第 10 | 議案第 8号  | 令和5年度那珂川町一般会計補正予算(第4号)の議決について        | (町長提出) |
| 日程第 11 | 議案第 9号  | 令和5年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の議決について | (町長提出) |
| 日程第 12 | 議案第 10号 | 令和5年度那珂川町介護保険特別会計補正予算(第1号)の議決について    | (町長提出) |
| 日程第 13 | 議案第 11号 | 令和5年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の議決について   | (町長提出) |
| 日程第 14 | 議案第 12号 | 令和4年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分について         |        |

(町長提出)

日程第15 認定第 1号 令和4年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について

(町長提出)

日程第16 認定第 2号 令和4年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の  
認定について

(町長提出)

日程第17 認定第 3号 令和4年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

(町長提出)

日程第18 認定第 4号 令和4年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定  
について

(町長提出)

日程第19 認定第 5号 令和4年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて

(町長提出)

日程第20 認定第 6号 令和4年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて

(町長提出)

日程第21 認定第 7号 令和4年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認  
定について

(町長提出)

日程第22 認定第 8号 令和4年度那珂川町水道事業決算の認定について (町長提出)

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員 (13名)

1番	神 場 圭 司	2番	矢 後 紀 夫
3番	高 野 泉	4番	福 田 浩 二
5番	大 金 清	6番	川 俣 義 雅
7番	小 川 正 典	8番	鈴 木 繁
9番	益 子 明 美	10番	大 金 市 美
11番	川 上 要 一	12番	小 川 洋 一
13番	益 子 純 恵		

### 欠席議員 (なし)

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫	副町長	小松重隆
教育長	吉成伸也	会計管理者兼会計課長	齋藤昌代
総務課長	笠井真一	小川出張所長	村上明美
企画財政課長	深澤昌美	税務課長	星善浩
住民課長	石井里子	生活環境課長	杉本篤
健康福祉課長	益子利枝	子育て支援課長	藤浪京子
建設課長	横山和則	産業振興課長	熊田則昭
上下水道課長	加藤博行	農業委員会事務局長	田角章
学校教育課長	加藤啓子	生涯学習課長	高瀬敏之

---

職務のため議場に参加した者の職氏名

書記	金子洋子	書記	奈良大輔
----	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（益子純恵） ただいまの出席議員は13名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（益子純恵） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますのでご覧願います。
- 

◎報告第1号の上程、報告

- 議長（益子純恵） 日程第1、報告第1号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

- 町長（福島泰夫） 皆様、改めましておはようございます。

昨日、おとといと近隣市町におきまして、本当にスポット的に大雨が降っているこんな報道がございます。当町におきまして、予断を許さないところでございます。

また、台風13号の進路も非常に心配されるところでございます。昨日とおとといにわたりまして2日間、一般質問7名の方にご登壇いただきましたが、貴重なご提言等、本当にありがとうございました。

それでは、ただいま上程されました報告第1号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、

令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して、議会に報告するものであります。

1、健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、普通会計をはじめ全ての会計において実質赤字を生じていないため、当該数値は該当なしとなりました。

実質公債費比率につきましては、標準財政規模に対する実質的な公債費の比率を3か年の平均で表したものでありまして、令和4年度は8.1%となり、前年度から0.2%減いたしました。これは、地方債の元利償還金の減額が主な要因であります。

次に、将来負担比率ですが、標準財政規模における地方債の償還額や職員の退職手当支給予定額等、将来負担しなければならない負債の比率でありまして、将来負担する額から財政調整基金や地域振興基金などの基金を充当可能なものとして控除すると、将来負担額を充当可能財源等が上回るため、当該数値は該当なしとなりました。

続きまして、2、資金不足比率につきましては、各会計の事業の規模における資金不足額の比率を表すもので、水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計とも資金不足額は生じていないので、当該数値は該当なしとなりました。

令和4年度決算に基づき算定されました健全化判断比率及び資金不足比率は、ともに国の基準以下となりました。健全化法上においては健全段階と判断されておりますが、今後とも行財政改革の継続的な推進を図り、健全財政の運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（益子純恵） 報告が終わりました。

以上で報告第1号を終わります。

---

### ◎報告第2号の上程、報告、質疑

○議長（益子純恵） 日程第2、報告第2号 放棄した債権の報告についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました報告第2号 放棄した債権の報告についてご説明いたします。

那珂川町債権管理条例第15条第1項の規定により債権を放棄いたしましたので、第16条の規定により議会に報告するものであります。

令和4年度中におけるケーブルテレビ利用料金につきまして、第15条第1項第2号に該当するものとして7万5,200円、1人の債権を放棄いたしました。水道料金につきましては、第15条第1項第2号に該当するものとして3万6,308円、1人の債権を放棄いたしました。また、第15条第1項第6号に該当するものとして43万4,291円、1人の債権を放棄いたしました。

以上の3名に対しましては、町では同条例に基づき債権の徴収に向け適正な手続を継続してきたところですが、徴収には至りませんでした。町にとって債権は貴重な財源でありますので、徴収することを基本としつつ、今後とも債権の適正管理に努めてまいりたいと考えます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（益子純恵） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、益子明美議員。

○9番（益子明美） 放棄した理由として第15条第1項第2号はすぐ分かるんですけども、第6号について内容を説明いただきたいのと、今3人とおっしゃいましたが、3人ということで、同一の方ということではないのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（益子純恵） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをいたします。

第15条第1項第6号に該当する内容というご質問でありましたが、第15条第1項第6号は債権者の死亡などによりまして、その相続権の放棄がなされた場合に適用する条文であります。また、3人という答弁に対しまして2人ではないですかということではありますが、債権が別々でありますので、3人と申し上げました。

以上であります。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

以上で報告第2号を終わります。

---

◎議案第1号～議案第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第3、議案第1号 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、日程第4、議案第2号 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、日程第5、議案第3号 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、以上3議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第1号から議案第3号までの那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員は、地方税法第423条第3項及び那珂川町税条例第78条の規定により、議会の同意を得て町長が選任すると定められております。

現在、固定資産評価審査委員会委員としてご活躍いただいております小幡一美氏、藤田 洋氏、川俣勇也氏の3名は、本年11月27日をもって3年間の任期が満了となります。

つきましては、議案第1号の小幡一美氏、議案第2号の藤田 洋氏及び議案第3号の川俣勇也氏を引き続きお願いしたいと考えております。

いずれの方も、固定資産評価審査委員会委員の責をつつがなく務められており、人格、識見ともに申し分のない方々であります。

ご審議の上、同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第1号 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 那珂川町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第6、議案第4号 那珂川町教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫登壇]

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第4号 那珂川町教育委員会委員の任命同



意について提案理由の説明を申し上げます。

このたび、那珂川町教育委員会委員として町教育の振興にご尽力いただいております長谷川久夫氏が、本年11月28日をもって任期満了となります。

長谷川委員におかれましては、平成29年11月から6年間、町教育委員として教育行政の発展のためにご尽力をいただいております、この場をお借りしまして深く感謝と敬意を表する次第であります。

つきましては、慎重に人選を進めてまいりました結果、後任者として木村輝昭氏を任命いたしたくお願いするものであります。

木村氏は、那珂川町三輪在住で、町青少年育成協会幹事としてご活躍されている方です。那珂川町教育委員会委員として、人格、識見ともに適任者であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

参考までに、現在の町教育委員は、長谷川久夫氏、小幡絹代氏、渡邊芳枝氏、青木 崇氏、の4名の委員であります。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 那珂川町教育委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第7、議案第5号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第5号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、指定公金事務取扱者制度が新たに創設され、同法を引用する関係条例に条ずれが生じたため、改正するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてをご覧ください。

1、改正の理由であります。地方自治法の一部が改正されたことに伴い、指定公金事務取扱者制度が新たに創設され、同法を引用する関係条例に条ずれが生じたため、所要の改正を行うものであります。

2、改正する条例名は、（1）那珂川町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例、（2）那珂川町監査委員に関する条例及び（3）那珂川町水道事業の設置等に関する条例の、以上3条例であります。

3、改正の内容であります。地方自治法の一部改正により、現行の地方自治法「第243条の2」が「第243条の2の7」に、「第243条の2の2」が「第243条の2の8」になったことによるものであります。

（1）那珂川町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についてですが、第1条にお

いて、「第243条の2第1項」が「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」が「第243条の2の8第3項」へと条ずれに伴い改正するものです。

(2) 那珂川町監査委員に関する条例についてですが、第2条において、「第243条の2の2第3項」が「第243条の2の8第3項」へと条ずれに伴い改正するものです。

(3) 那珂川町水道事業の設置等に関する条例についてですが、第6条において、「第243条の2の2第8項」が「第243条の2の8第8項」へと条ずれに伴い改正するものであります。

4、施行期日は、令和6年4月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第8、議案第6号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する

る条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第6号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国家公務員の休憩時間制度の柔軟化を目的として、人事院規則が改正されたことに伴い、国家公務員の措置との均衡を図るため、関係条例を改正するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料、那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてをご覧ください。

1、改正の理由であります。人事院規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

3、改正の内容であります。国家公務員と同様に、これまで職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、一斉に与えないことができるとしていた休憩時間について、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし又は能率を甚だしく阻害するときや職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当である場合においても、一斉に与えないことができるとする規定を追加するものであり、具体的には、昨今、テレワーク等による柔軟な働き方が広がってきている中で、休憩時間の置き方の規制について一定程度の緩和をするとともに、フレックスタイム制の場合には、職員の申告を考慮して休憩時間を設定できるようにするものであります。

4、施行期日は、公布の日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 休憩を一斉に与えないことができるということに今までもなっていましたけれども、それはどんなときに適応してきたのか教えていただきたいと思います。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

どのようなときに対応してきたかということでございますが、現在の休憩時間は午後0時から午後1時までの1時間が休憩時間でございます。それ以外の職場での休憩ができない職場がございます。現在、認定こども園の職員並びに学校関係の会計年度任用職員につきましては、一斉ではなく交代で対応している状況でございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第9、議案第7号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第7号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

所得税法等の一部を改正する法律が公布され、令和5年10月1日より適格請求書保存方式いわゆるインボイス制度が導入されることに伴い、関係条例の改正を行うものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料の所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部改正についてをご覧ください。

1、改正の理由ですが、消費税法の改正を含む所得税法等の一部を改正する法律が公布され、令和5年10月1日より適格請求書保存方式が導入されることにより、関係条例を改正するものです。

2、改正する条例名は、「那珂川町下水道条例」及び「那珂川町農業集落排水処理施設条例」です。

3、改正の内容であります。那珂川町下水道条例は第16条第2項、那珂川町農業集落排水処理施設条例は第12条第2項の使用料についてで、インボイス制度に対応するため使用料の端数処理方法を10円未満四捨五入方式から1円未満切捨て方式に改めるものです。

4、施行期日は、令和5年10月1日です。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） インボイス制度が導入されると今まで非課税だった方も課税業者になるということが想定されます。そういう場合に、今までの10円未満の四捨五入を1円未満は切捨てということで、より正確にするという意味なんですか。

○議長（益子純恵） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをいたします。

議員ご質問のとおり、インボイス制度を適用する10月1日から、さらに正確な料金体系とするということで進める予定であります。

以上です。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号～議案第11号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第10、議案第8号 令和5年度那珂川町一般会計補正予算（第4号）の議決について、日程第11、議案第9号 令和5年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第12、議案第10号 令和5年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第13、議案第11号 令和5年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決について、以上4議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第8号から議案第11号、令和5年度那珂川町一般会計及び各特別会計補正予算の議決について提案理由の説明を申し上げます。

まず、一般会計から申し上げます。

今回の補正予算は、原油価格・物価高騰対策として、中小企業や農業者等への支援金の交付や、新型コロナウイルスワクチン接種事業などを計上するものであります。

その補正額は1億7,700万円となり、補正後の予算総額は89億9,600万円となりました。

補正予算の主な内容を申し上げますと、第1は農林水産業費で、農業用燃油・資材等高騰に対する支援として、農業者への交付金や県単農業農村整備事業として、和見堰改修工事に係る補助金など4,794万7,000円を計上いたしました。

第2は総務費で、国有林などの伐採に伴う立木売払い収入を、馬頭部分林管理委員会などに交付するものなど4,254万6,000円を計上いたしました。

第3は衛生費で、生後6か月以上の方を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種事業で3,655万3,000円を計上しました。

その結果、一般会計の補正額は1億7,700万円の増額となり、補正後の予算総額は89億9,600万円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。後期高齢者医療保険料の還付金50万円を計上するもので、その財源は諸収入を充てることといたしました。

これにより、補正後の予算総額は2億3,750万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。今回の補正は介護給付費及び地域支援事業費分の支払基金過年度返納金540万円を計上するもので、その財源は繰越金を充てることといたしました。

これにより、補正後の予算総額は20億540万円となりました。

次に、下水道事業特別会計であります。今回の補正は道路改良工事に伴うマンホール及び公共ますの移設工事費等800万円を計上するもので、その財源は一般会計繰入金及び繰越金を充てることといたしました。

これにより、補正後の予算総額は2億8,600万円となりました。

以上、一般会計及び各特別会計補正予算についてその大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。



○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

15款国庫支出金、1項2目衛生費国庫負担金の補正額は2,857万8,000円の増で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係るものであります。

2項1目総務費国庫補助金の補正額は3,410万2,000円の増で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、原油価格・物価高騰対策に係るもの。

3目衛生費国庫補助金の補正額は561万6,000円の増で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係るもの。

4目土木費国庫補助金の補正額は174万円の増で、地域住宅交付金事業費150万円は、住宅建築物耐震建て替え補助金に係るもの。住宅・建築物耐震改修等事業費24万円は、木造住宅耐震診断士派遣業務委託に係るものであります。

16款県支出金、2項4目農林水産業費県補助金の補正額は896万2,000円の増で、県単農業農村整備事業費581万円は、和見堰改修工事に係るもの。環境保全型農業直接支払交付金125万5,000円は、有機農業等へ取組に対する交付金に係るもの。魅力ある中山間地域づくり事業費173万2,000円は、那珂川町中山間地域活性化協議会への補助に係るもの。地産地消学校給食事業費16万5,000円は、学校給食における地産地消給食の推進に係るもの。

6目土木費県補助金の補正額は117万円の増で、栃木県民間住宅耐震改修助成事業費105万円は、住宅建築物耐震建て替え補助金及びとちぎ県産材を利用した住宅建築物耐震建て替えの上乗せ補助金に係るもの。栃木県民間住宅耐震診断助成事業費12万円は、木造住宅耐震診断士派遣業務委託に係るものであります。

17款財産収入、2項1目不動産売払い収入の補正額は3,953万1,000円の増で、国有林等の立木売払い収入であります。

8ページに続きます。

20款繰越金、1項1目繰越金の補正額は5,479万3,000円の増で、前年度繰越金であります。

21款諸収入、5項4目雑入の補正額は250万8,000円の増で、デジタル基盤改革支援補助金211万2,000円は、戸籍システムにおける標準準拠システム移行支援業務に係るもの。地

域スポーツクラブ活動体制整備事業費39万6,000円は、中学校の部活動の地域移行に向けたモデル事業に係るものであります。

9ページ、歳出に入ります。

2款総務費、1項4目財産管理費の補正額は3,953万1,000円の増で、町有財産管理費は、国有林等の伐採に伴う立木売払い収入を馬頭部分林管理委員会等へ交付するもの。

5目防犯交通安全対策費の補正額は10万円の増で、防犯交通安全対策諸費は、犯罪被害者等支援条例に基づく1件分の重傷病見舞金であります。

3項2目賦課徴収費の補正額は33万円の増で、課税事務費は税制度改正に伴うシステム改修費で、特別徴収税額通知電子化のための支援業務委託料であります。

4項1目戸籍住民基本台帳費の補正額は258万5,000円の増で、電算処理費は標準準拠システム移行支援業務として、戸籍システムデータクレンジング作業等委託料であります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は56万2,000円の増で、住民生活諸費は会計年度任用職員1名の雇用に係る報酬、職員手当等及び旅費です。

4目総合福祉センター費の補正額は332万2,000円の増で、小川総合福祉センター施設管理費は、あじさいホール空調機等の修繕工事費であります。

10ページに続きます。

4款衛生費、1項2目予防費の補正額は3,655万3,000円の増で、新型コロナウイルスワクチン接種事業費は生後6か月以上の方を対象とする経費で、報酬・職員手当等、共済費、旅費は会計年度任用職員2人を雇用する経費、需用費、役務費は接種券の作成やその郵送費など、報償費及び委託料は集団接種の経費、使用料及び賃借料は接種予約システムの借上料であります。

5款農林水産業費、1項3目農業振興費の補正額は3,150万7,000円の増で、農業振興諸費は学校給食における地産地消給食を推進するための賄い材料費のほか、那珂川町中山間地域活性化協議会への補助金、農業者に対して高騰した農業用燃油・資材等の支援のための交付金や、有機農業等への取組に対する環境保全型農業直接支払交付金など。

11ページに続きます。

5目農地費の補正額は1,644万円の増で、町単農村振興事業費150万円は和見地内水路整備及び暗渠排水整備のほか、小砂地内の農道整備に対する補助金、県単農業農村整備事業費は和見堰改修工事に対する那珂川町土地改良区への補助金であります。

6款商工費、1項2目商工業振興費の補正額は2,000万円の増で、燃料費・電気料の高騰

により影響を受けた町内企業を対象とした中小企業支援交付金。

3目観光費の補正額は289万1,000円の増で、観光施設管理費200万円はまほろばの湯の露天風呂系統ろ過設備等修繕工事費、観光諸費89万1,000円は会計年度任用職員1名の雇用に係る報酬、職員手当等及び旅費であります。

7款土木費、1項1目土木総務費の補正額は467万1,000円の増で、住宅・建築物耐震改修等事業費378万円は木造住宅耐震診断士派遣業務委託料のほか、住宅建築物耐震建て替え補助金及びとちぎ県産材を利用した建て替えへの上乗せ補助金、土木総務諸費89万1,000円は会計年度任用職員1名の雇用に係る報酬、職員手当等及び旅費であります。

12ページに続きます。

4項3目下水道費の補正額は58万5,000円の増で、公共下水道事業費は下水道事業特別会計への繰出金であります。

8款消防費、1項4目水防費の補正額は18万7,000円の増で、水防対策費は水防活動に伴う土のう袋及び砂の購入経費であります。

9款教育費、3項2目中学校教育振興費の補正額は53万6,000円の増で、教育振興諸費は中学校の部活動の地域移行に向けたモデル事業で、指導者への報償金及び消耗品費、中学校の部活動に関する在り方検討委員会の委員及び講師への報償金であります。

4項1目社会教育総務費の補正額は230万円の増で、国際交流事業費は青少年海外体験学習派遣事業において、燃油価格及び物価高騰により旅行代金が当初より値上がりしたため、団体へ追加補助を行うもの。

2目公民館費の補正額は591万円の増で、公民館活動費は各自治公民館の改修工事等に対する補助金。

5目美術館費の補正額は99万円の増で、美術館管理運営費は館内放送機器改修工事費であります。

10款災害復旧費、1項1目農地及び農業用施設災害復旧費の補正額は800万円の増で、農地・農業用施設災害復旧事業費は6月14日の大雨に伴う田畑ののり面復旧工事などに対する災害復旧事業補助金で、上限20万円の補助金を40件追加するものであります。

14ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（石井里子） 続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書7ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明をいたします。

5款諸収入、2項1目保険料還付金の補正額は50万円の増で、歳出還付補填金であります。

8ページ、歳出に入ります。

4款諸支出金、1項1目保険料還付金の補正額は50万円の増で、後期高齢者医療被保険者に係る保険料の還付金の増によるものであります。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

7ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

8款繰越金、1項1目繰越金の補正額は540万円の増で、前年度繰越金であります。

8ページ、歳出に入ります。

8款諸支出金、1項2目償還金の補正額は540万円の増で、令和4年度分介護給付費及び地域支援事業費の精算に係る支払基金への返納金であります。

以上で介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） 続きまして、下水道事業特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書7ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から申し上げます。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金の補正額は58万5,000円の増で、一般会計からの繰入金です。

5款繰越金、1項1目繰越金の補正額は741万5,000円の増で、前年度繰越金です。

8ページ、歳出に入ります。

1款下水道事業費、1項2目施設管理費の補正額は800万円の増で、小川地内の町道舗装工事に伴う管渠耐震補強工事及び馬頭地内の県道改良工事に伴う支障物件移設工事に要する

費用です。

以上で那珂川町一般会計補正予算、那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算、那珂川町介護保険特別会計補正予算並びに那珂川町下水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

○議長（益子純恵） 再開いたします。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会計名及び補正予算書のページをお示してください。

質疑はありませんか。

8番、鈴木 繁議員。

○8番（鈴木 繁） 一般会計の補正予算のほうで質問をさせていただきます。

ページ数でいうと、9ページになります。

歳出の民生費のところですか。課長答弁で、総合福祉の部門で工事費があるんですけども、小川総合福祉センターの中であじさいホールの空調の修理ということで332万2,000円の補正予算が入っておりますが、あじさいホールの空調施設、これ多分、私の記憶では今年の前もしくは去年の辺りからもう空調施設が壊れていた記憶があります。それで、6月の補正にも上がっていきなく、かつ補助金を申請し9月に上がってきて終了するのかなと思っていたんですが、内容を見るとこれは一般財源になっております。こういうのは、かなり緊急を要するものだと私は思っておりますが、なぜ今の時期にこれは補正として上げてきたのかお伺いをします。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

あじさいホールの空調機の修繕ということで、このたび補正予算として出させていただきます。

ました。こちらのほうは、以前からのことではありましたが、熱交換器につきましてなかなか改善がされなかったところでもあります。どうしても空調になってきますので、暑さが改善しないというところもございます。こちらは機材のほかにも様々な費用がかかります。工事についても空調の熱交換器というものなので、高いところにあるもので、そちらを運ぶ作業、あとは天井を解体する、あとは、そのための仮設の足場等に関しても組んでやっていかなくてはいけないというような工事になっておりますので、来年の使用も見据えて今年度内にこちらを計上させていただきまして、スムーズに工事を遂行していきたいと考え、このたび計上させていただきました。

以上です。

○議長（益子純恵） 8番、鈴木 繁議員。

○8番（鈴木 繁） ご説明ありがとうございます。

これ、私は誤解ないように言いますが、決してこの修繕に対して反対という形で言っていないので、その辺は誤解のないようにお願いします。修繕に対して予算を取っていただいたことには、これ感謝していますので。

それで今、課長のほうで修理にかなりいろいろかかるということなので、でしたら本当にもうかなり去年あたりから分かっていたら、令和4年度の財源は取れなくても、6月の補正を目指してやる、最悪は専決しても議員はこういうものに対しては反対する議員はいらっしゃらないと思いますので、ましてや夏の暑い時期も使用するというのがありますので、今年の暑い時期なんかも多分使用したと思うんですが、場合によってはそれを避けて、馬頭の福祉センターを使われるような場合もあったとのお話も聞いております。

そんな中で、私がお伺いしたのは、9月にやらないで6月にも補正は上げられたんではないかということで、今、お話をしたわけだったんで、修理にかかるっていうのは十分に分かります。私も2月に使わせていただいたものですから、そのときにも町のほうには早めに直してくださいということはお話はしてあります。それで、3月はしようがないとして6月にも上がってこなくて、9月に上がってきたということでちょっと遅いなという形でお話をさせていただいた次第であります。でも、今回、上がってきたんで決してこれ以上は言いませんが、こういう緊急を要する場合は、これからはできる限り早く、補正または、本当に要する場合には専決等も取られて、これ住民が使われるし、今年の夏なんか特に猛暑という形でしたので、そういうのを考慮してこれからそういう対処をお願いしたいと思います。答弁は結構です。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

7番、小川正典議員。

○7番（小川正典） 小川でございます。

一般会計10ページ一番下、5款農林水産業費について質問をさせていただきます。

先ほど、3,150万7,000円という補正を組むという中での詳細の項目の説明がありました。賄い費、それから中山間と有機農業、それから燃料の高騰と。これの細分の補正金額をまず、教えていただきたいと思います。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

5款農林水産業費のご質問かと思えます。こちら農業振興諸費、学校給食における地産地消を推進するための賄い材料費。こちらにつきましては、毎月学校給食に提供する予算を計上しております、こちらは10万円予定をしております。

続きまして、中山間地域活性化協議会への補助金。こちらは173万2,500円を予定しております。そのうちの173万3,000円を予算化しております。内容については、識別選別機。こちらについては、未成熟の米であったり、斑点米等をはじく機器になります。そのほか、気象センサー。こちらは設置場所の気象等のデータ等をデータ化するものになっております。

続きまして、農業者に対しての高騰の農業の交付金の関係ですが、こちら昨年も実施しております、2,800万予算化しております。交付の対象の考え方については、昨年同様としております。

そのほか、有機農業等への取組に対する環境保全型農業直接支払交付金。こちらにつきましては167万4,000円を予算化しております。対象者は11名いらっしゃいます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 7番、小川正典議員。

○7番（小川正典） 中山間に米の識別173万3,000円ということですがけれども、これは各団体といいますか、組合といいますかありますけれども、入るといいますか、行き先は決まっているのかという質問。

それから、農業の高騰、燃料高騰2,800万。これについては、昨年同様となりますと、農業認定者に限るといいますと、一般の零細農業、今なかなか零細とはいいませんけれども、少ない農業をやっている方には全くの恩恵がないということになると思いますけれども、そういう考えなのかと。

それから、有機農業に対して167万4,000円、11名。これについての、なぜ有機農業に対して一見、単純に割りますと100万以上補助をすると。なぜ、有機農業についてのみ、補助するのか。この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1点目、中山間地域活性化協議会への補助金で識別機なんですけど、こちら協議会のほうへ補助金を交付いたしまして、機器については1基購入予定をしていると聞いています。場所については、協議会のほうで決められたところに保管して、皆さんで使うというようなことで聞いております。

続きまして、原油高騰の関係なんですけど、全協のほうでも説明させていただきましたように令和4年度の農業収入が100万円以上の方からが対象となっております。申し訳ありませんが、それ以下の方については事業規模等を勘案し、対象としていないところがございます。

3点目、環境保全型農業直接支払交付金。これなんですけど、こちらについては、県の補助金がございます、こちらが有機、化学肥料だったりそういったものを低減してやっている方を対象にということで10アール当たり1万2,000円の交付金を頂いておりますので、そちらをその対象者に交付するというような事業になっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 7番、小川正典議員。

○7番（小川正典） 中山間につきましては、組合のほうに補助するというところでございますので、これについても了解をいたしました。

農業については、前々から申し上げているんですけども、非常に東側地区、小さい農業があったり、非常に大変だと、草刈り含めまして。これについては中山間ということになるのかというふうに思いますけれども、やはりここも手厚くしなせんと、ますます遊休農地、放棄地が増えてしまうと。今回の補正で云々言うつもりはございませんけれども、ぜひ、そこも考慮してやっていただきたいという要望をしまして、質問を終わりにしたいと思います。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。



なお、討論に当たっては、会計名をお示してください。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第8号 令和5年度那珂川町一般会計補正予算（第4号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 令和5年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 令和5年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 令和5年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第14、議案第12号 令和4年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第12号 令和4年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分について提案理由の説明を申し上げます。

令和4年度水道事業の未処分利益剰余金について、建設改良積立金へ積み立てることに伴い、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） 補足説明を申し上げます。

別紙の令和4年度那珂川町水道事業剰余金処分計算書をご覧ください。

一番右の列であります、令和4年度末の未処分利益剰余金の金額は4,604万4,924円です。このうち、議会の議決による処分量は4,604万4,924円であり、全額、建設改良積立金へ積み立てするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号 令和4年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分については、原案のと

おり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎認定第1号～認定第8号の一括上程、説明、委員会付託

○議長（益子純恵） 日程第15、認定第1号 令和4年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第2号 令和4年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第3号 令和4年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第4号 令和4年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第19、認定第5号 令和4年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第20、認定第6号 令和4年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第21、認定第7号 令和4年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第22、認定第8号 令和4年度那珂川町水道事業決算の認定について、以上8議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました認定第1号から認定第8号、令和4年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

私は町政運営に当たり、この町をもっと明るく、もっと元気にしたいという思いで、1つ目「町民が働く喜びを実感できる町に」、2つ目「わが子の笑顔あふれる成長が実感できる町に」、3つ目「年老いても安心して、充実した生活が実感できる町に」を基本目標として、この町に住んでよかったと心から思ってもらえるような魅力あるまちづくりを目指し、鋭意取り組んでいるところであります。

さて、国の経済の先行きについては雇用・所得環境が改善するもとの、各種政策の効果も

あって、緩やかに持ち直していくことが期待されています。しかしながら、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが国の景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとされています。

那珂川町においては、長期化する新型コロナウイルス感染症の蔓延により、イベントの中止や縮小を余儀なくされるなど、様々な活動に制限が強いられてきましたが、令和5年3月にはマスク着用は個人の判断が基本、同年5月には5類感染症に移行するなど、人の流れや経済活動はコロナ禍前に戻りつつありますが、油断はできない状況にあります。また、電気料をはじめとした物価高騰の影響は、町民生活に多大な影響を及ぼしております。

このような状況の中、令和4年度についても、第2次那珂川町総合振興計画に基づき、「人・もの・自然が融和し みんなで手を取り合い 元気を生み出すまち」の基本理念を町の将来像と定め、町で生活する全ての人の協働により元気な町をつくることを目指し、事業の平準化に努めるとともに、必要性、緊急性、費用対効果を検証し、創意工夫と柔軟な発想を持ち、各種施策を推進してまいりました。

特にコロナ対策及び物価高騰対策としては、速やかなワクチン接種により感染症拡大の防止に努めたほか、地方創生臨時交付金事業を活用し、学校給食費半額免除事業や水道料金基本料金減免事業、中小企業、個人事業主への支援、感染予防に関する衛生環境の整備などの事業を実施してまいりました。

これまでの各種事務事業の執行に際しましては、議会をはじめ町民の皆様のご理解、また、各般にわたり、国・県及び関係機関のご援助、ご指導を賜りましたことに対し、深く感謝申し上げます。

続きまして、令和4年度の主な事業について申し上げますと、まず、まちづくりの基本目標である「快適に暮らせるまちをつくる」の都市基盤整備のうち、道路の整備では、引き続き町道薬利後沢線、上郷須賀川線など7路線を整備するとともに、橋梁の長寿命化対策として、関場1号橋ほか2橋の橋梁修繕及び橋梁点検等を実施いたしました。

生活基盤整備のうち、消防防災・交通安全・防犯基盤の整備では、小砂地区の消防ポンプ自動車を更新するとともに、地区防災計画策定の支援や那珂川町ハザードマップを更新いたしました。

「元気で明るく暮らせるまちをつくる」の医療・保健の充実では、町民の健康問題は重要課題であることから、自分の健康は自分で守るという意識の高揚と、町民の健康水準の向上を図るため、健康づくり事業で屋内水泳場を活用した那珂よし健康ポイント事業を実施した

ほか、疾病予防対策事業を充実するとともに、新型コロナウイルス感染症対策としてワクチン接種事業を実施いたしました。

高齢者福祉・社会福祉の充実では、住み慣れた地域で安心して生活できるよう相談支援体制を強化し、関係機関との連携や各種サービスの充実を図りました。地域づくり支援事業においては、不登校やひきこもりの方等の居場所づくりや、家族支援、就労に向けた支援を実施いたしました。

また、独り暮らし高齢者等の緊急通報システム設置事業を継続実施したほか、高齢者の生きがいをづくりや要援護高齢者対策の各種事業を実施いたしました。

児童福祉・子育て支援の充実では、認定こども園2園、放課後児童クラブ2か所、子育て支援センターの運営や子育て世代の経済的負担の軽減と希望をかなえるための子育て支援住宅の運営事業のほか、病児保育事業や子育て短期支援事業が利用できるように関係機関との連携を図り、子育てに優しい環境の整備に努めるとともに、児童虐待防止対策の強化に取り組みました。

また、妊娠・出産から子育てにかけての切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センター事業として、妊産婦への支援、乳幼児の健診、発達障害児支援事業、各種相談事業、情報提供等を実施いたしました。

「人を育むまちをつくる」の学校教育の充実では、小中学校の授業でのICT支援事業を推進するとともに、施設整備事業においては、馬頭中学校の大規模改修工事や各小中学校のトイレの洋式化工事を実施いたしました。

また、物価高騰に直面する保護者の負担軽減をすべく、小中学校の給食費を半額免除する事業を実施いたしました。

スポーツ・レクリエーションの振興では、屋内水泳場の運営を開始したほか、いちご一会とちぎ国体の開催により、当町でも公開競技のゲートボールとデモンストラーションスポーツの3B体操を実施いたしました。

また、第1回なかがわ清流マラソンを実施し、多くの方に参加いただきました。

「活力をおこすまちをつくる」の農林水産業の振興では、多面的機能支払交付事業、中山間地域等直接支払交付事業により農地の保全活動を支援するとともに、新規就農者や担い手の育成支援事業を実施したほか、農業用燃油や資材等の価格高騰の影響を受けた農業者への支援として支援金を交付いたしました。

また、イノシシ肉加工施設運営事業や、里山の景観保全及び維持管理を行うためのとちぎ

の元気な森づくり事業、地元材の利用拡大を推進するための木材需要拡大事業などを継続して実施いたしました。

商工業の振興では、原油価格等の高騰により光熱費が増額した町内の中小企業に対し、支援金を交付いたしました。

観光の振興では、観光協会等との連携により道の駅や地域情報発信施設を中心に観光、地域情報のPRを引き続き実施したほか、観光プロモーション事業として「旅色」を発刊いたしました。

「人と自然が共生するまちをつくる」では、住民の生活環境の改善を図るため、廃棄物収集処理対策事業を継続して実施したほか、那珂川町環境基本計画後期計画に基づき、環境のまちづくり事業を推進するとともに、生ごみ堆肥化事業を継続して実施し、ごみの減量化と循環型社会の構築に取り組みました。

また、低炭素まちづくり推進設備等導入事業では、新規に電気自動車に対する補助金交付事業を実施いたしました。

「ともに考え行動するまちをつくる」の行財政の健全化では、個人番号カード推進事業費で、マイナンバーカードの普及と証明書等のコンビニ交付導入事業を実施し、町民の利便性の向上を図りました。

「まちづくり重点プロジェクト」の雇用の創出推進プロジェクトでは、企業誘致活動の推進として企業立地を促進するため、企業立地奨励金、雇用促進奨励金制度のPRを継続して取り組みました。

「結婚・出産・子育て」推進プロジェクトでは、産前産後サポート事業、産後ケア事業、妊産婦健診助成事業、育児パッケージの贈呈などの各事業を実施したほか、認定こども園2園に新たに複合遊具を設置いたしました。

「新しい人の流れ創出」推進プロジェクトでは、町の地域振興発展のため地域おこし協力隊事業を継続実施し、町の魅力の再発見と県内外に向けた誘客情報の発信を行うとともに、空き家の取得や改修に係る補助金の交付や移住定住モニターツアー事業を継続して実施し、移住定住の促進を図りました。また、空き家の適切な管理及び利活用による地域の活性化を目的とし、那珂川町空家等対策計画を策定いたしました。

「住めばみやこ」推進プロジェクトでは、ケーブルテレビ光化基本計画に基づき、ケーブルテレビを核とした安心安全を提供する取組の推進を図るための各種事業を実施したほか、ケーブルテレビ光化事業の実施設計書を作成いたしました。

ここまで主な事業について申し上げましたが、各種事務事業につきましては、お配りしてあります主要施策の成果に詳しく記載されておりますので、ご覧いただきたいと思います。

それでは、一般会計から順次決算の概要を申し上げます。

那珂川町一般会計ですが、歳入の主なものは、第1は、地方交付税で37億9,468万6,000円、第2は、町税で20億171万4,527円、第3は、国庫支出金で10億348万8,935円、第4は、県支出金で5億7,062万9,709円、第5は、繰越金で5億585万2,980円、続いて、町債で4億115万7,000円であります。

次に、歳出の主なものは、第1は、民生費23億6,784万1,481円で、物価高騰対策として電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金による非課税世帯への支援のほか、高齢者福祉、障害者福祉などの各種の社会福祉事業費や子育て環境を充実するための認定こども園費、児童措置費、母子福祉などの児童福祉費が主なものであります。

第2は、教育費10億9,689万5,974円で、馬頭中学校の大規模改修工事などの施設整備事業費のほか、那珂川町郷土資料館及びなす風土記の丘資料館の改修工事など、学校教育や社会教育及び社会体育の振興に要した経費が主なものであります。

第3は、総務費10億7,493万7,207円で、地域公共交通対策事業のほか、ケーブルテレビ光化事業に伴うケーブルテレビ事業特別会計への繰出金、産学官連携事業や地域おこし協力隊事業、移住定住促進事業などの地域振興事業が主なものであります。

一般会計の決算の内容ですが、歳入総額95億5,478万8,258円、歳出総額85億1,605万5,267円で、歳入歳出差引額は10億3,873万2,991円です。そのうち、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額4,261万1,000円を控除すると、実質収支額は9億9,612万1,991円となりました。

なお、実質収支額のうち、地方自治法の規定による基金繰入額として、3億円を財政調整基金に、2億円を減債基金に繰り入れたものであります。

次に、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計ですが、施設の適正な維持管理を行い、地上デジタル放送などの再放送サービスやCS有料放送サービスのほか、インターネット接続などの情報通信サービスを提供するとともに、自主放送、文字放送により積極的な行政情報等の提供に努めました。また、那珂川町ケーブルテレビ光化基本計画に基づき、ケーブルテレビを核とした安心安全を提供する取組として、ケーブルテレビ施設光化整備事業を推進しました。その決算の内容ですが、歳入総額3億2,009万4,602円、歳出総額3億259万9,031円

で、歳入歳出差引額は1,749万5,571円となりました。

次に、那珂川町国民健康保険特別会計ですが、保険給付のほか、被保険者の健康の保持増進のため、各種健康診断などの保健事業を積極的に推進しました。その決算の内容ですが、歳入総額20億7,849万9,653円、歳出総額20億2,834万3,170円で、歳入歳出差引額は5,015万6,483円となりました。

次に、那珂川町後期高齢者医療特別会計ですが、制度運営のため栃木県後期高齢者医療広域連合への納付金のほか、被保険者の健康の保持増進のため、各種健康診査などの保健事業を積極的に推進しました。その決算の内容ですが、歳入総額2億2,985万3,990円、歳出総額2億1,970万4,178円で、歳入歳出差引額は1,014万9,812円となりました。

次に、那珂川町介護保険特別会計であります。介護サービス給付、介護予防サービス給付のほか、介護予防・日常生活支援総合事業などの地域支援事業を行いました。その決算の内容ですが、歳入総額21億5,105万4,141円、歳出総額19億6,623万2,064円で、歳入歳出差引額は1億8,482万2,077円となりました。

次に、那珂川町下水道事業特別会計ですが、公共用水域の水質保全と健康で快適な生活環境を形成するため、下水道施設の耐震補強工事や維持管理のほか、ストックマネジメント計画策定に向けた業務委託を実施いたしました。また、企業会計移行に向けた関係部局との調整等を行いました。その決算の内容ですが、歳入総額3億341万1,217円、歳出総額2億9,397万5,270円で、歳入歳出差引額は943万5,947円となりました。

次に、那珂川町農業集落排水事業特別会計ですが、農業用用水の水質保全と健康で快適な生活環境を形成するため、北向田地区と三輪地区の施設の適正な維持管理に努めました。その決算の内容ですが、歳入総額5,025万3,623円、歳出総額4,491万1,668円で、歳入歳出差引額は534万1,955円となりました。

最後に、那珂川町水道事業ですが、安全な水道水を安定供給するとともに、送水管や配水管及びポンプ交換工事のほか、水道施設の更新工事などを実施いたしました。また、物価高騰対策として、水道基本料金を減免する事業を実施いたしました。収益的収支につきましては、収益は4億2,205万571円に対し、費用は3億5,516万8,976円で、純利益は4,604万4,924円となりました。

以上、那珂川町の各会計決算の大要を申し上げますが、これらの決算につきましては監査委員から決算審査における意見書をいただいておりますので、併せてご報告いたします。



ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第8号までについては、議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置してこれに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができることとしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号までについては、議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置してこれに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができることと決定いたしました。

ただいま議員全員を委員とする決算審査特別委員会が設置されましたが、正副委員長がともに決定しておりません。委員会条例第10条第1項の規定により、議長名をもって、本日本会議散会后、直ちに決算審査特別委員会を議場に招集いたします。

ここで、本会議の休会についてお諮りいたします。

8日から18日までの11日間は、決算審査特別委員会及び休日のため、本会議を休会したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、8日から18日までの11日間は、本会議を休会することに決定いたしました。

8日から18日までの11日間は、本会議を休会といたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（益子純恵） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前 11時55分